浜田市監査委員告示第 11 号

平成 30 年 4 月 5 日付け浜田市監査委員告示第 5 号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 11 月 6 日

浜田市監査委員　野　上　俊　文

浜田市監査委員　川　神　裕　司

平成29年度定期監査の結果に関する報告

（平成30年4月5日付け浜田市監査委員告示第5号）

に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

平成 29 年度

⑴産業経済部　産業振興課

指摘事項	措置状況
ア　産業振興パワーアップ事業について はまだ産業振興機構の運営に係る経費を補助し、企業の活性化、浜田産品の販路拡大等を目指し、市内企業の支援に努めている。引き続ききめ細かい情報提供に努め、関係機関との連携を十分図り、補助事業の成果が表れるよう努力されたい。	事業者へのきめ細やかな情報発信及び密接的及び集中的な支援や連携について引き続き強化を図ります。

⑵産業経済部　広島市場開拓室

指摘事項	措置状況
ア　決裁処理について 事務所が広島市にあるため、決裁文書をまとめて本庁へ持って行き決裁する傾向が見受けられた。距離の問題があることは理解できるが、未決裁の事業実施や出張等につながるおそれがあるため、参事以上の決裁文書については、適時速やかに決裁が行われるよう必要に応じて郵送等を活用し、適切な事務執行に留意されたい。	未決裁での事業着手がないよう必要に応じた適切な対応を行っております。